総務経済常任委員会

令和3年10月22日(金曜日)

開会 午前 9時30分 閉会 午後 5時00分

I. 調查事項

◎総務課

- ・職員の服務及び賞罰について
- ・行政改革の推進と今後の対応について
- ◎総務課・契約管理課・企画振興課・建設課
 - ・遊休施設の処理と複合施設の設置対応について
 - ・公用、公共施設の処分及び管理について(公住、集会施設等)

◎水産課

・森漁業協同組合との意見交換会

テーマ:前浜における増養殖の推進と課題対応について

現地視察:未利用資源活用実験事業(ウニ)

・砂原漁業協同組合との意見交換会

テーマ:前浜における増養殖の推進と課題対応について

○出席委員 (7名)

2	2番	Щ	田		誠	君		3番	佐々	木		修	君
6	番	加	藤		進	君		8番	東		隆	_	君
ç)番	河	野	文	彦	君	1	0番	宮	本	秀	逸	君
1 5	香香	斉	藤	優	香	君							

○欠席委員(0名)

○出席説明員

副	町		長	長	瀬	賢	_	君
総	務	課	長	濵	野	尚	史	君
総務	5課総	務係	長	白	石	秀	之	君
総 人 ^및	務 事厚	主係	課長	田	中	太	治	君
企画	11 振	및 課	長	Ш	村	勝	幸	君

		斯 振 斯 係 興	• / •	課 兼 長	蛯	沢	彰	則	君			
	契約)管:	理課	長	Щ	田	真	人	君			
			長補係 理 係	- 11	東		克	宏	君			
	契約管	管理課 財	!長補(係	生兼 長	菊	地	敏	之	君			
	建	設	課	長	富	原	尚	史	君			
			補佐宅係	•	伊	藤	正	吾	君			
移	務のため出席した者の職氏名											

○職務の

事 務 局 長 小 田 桐 克 幸 君
 次
 長
 兼

議
 事係長兼

庶
 務係長
 太 崇 奥 山 君

◎開会・開議の宣告

○委員長(山田 誠君) おはようございます。ただいまの出席委員は7名でございます。 定足数に達しましたので、総務経済常任委員会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎調査事項

○委員長(山田 誠君) 初めに、総務課関係の調査事項を行います。

まず、職員の服務及び賞罰についてを議題といたします。

それでは、濱野総務課長より資料説明をお願いいたします。

○総務課長(濵野尚史君) それでは、職員の服務及び賞罰についてご説明いたします。 森町職員の懲戒処分につきましては、森町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規定 に基づき取り扱っております。この規定につきましては、地方公務員法に基づく職員の懲 戒処分についての基準及び審査などに関する事項を定め、懲戒処分の公正を確保すること を目的としております。

任命権者は、職員が地方公務員法第29条第1項の規定に違反したときは、当該行為の態様及び結果、故意又は過失の程度、公務内外に与える影響、当該職員の職責、過去の非違行為の状況、日頃の勤務態度等を総合的に考慮し、非違行為の種類に応じて、お配りしている表に掲げる懲戒処分の基準に従い、当該職員に対し懲戒処分を行うものとなっております。

なお、懲戒処分につきましては、免職が一番重く、停職、減給、戒告の順序になっております。

森町職員の懲戒処分の基準につきましては、資料1の表のとおりとなっております。一般服務違反関係では、欠勤、秘密漏えい、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントが状況に応じて免職から戒告、職場内秩序びん乱が停職から戒告、個人情報保護義務違反、虚偽報告、休暇の虚偽申請、勤務態度不良、職務怠慢注意義務違反が減給または戒告、遅刻又は早退が戒告となっております。

次に、公金公用物の取扱い関係ですが、横領、収賄、窃取が免職、贈賄が免職または停職、諸給与の違法支払又は不適正受給、公金公用物処理不適正、公用物破損が減給または 戒告、出火又は爆発、紛失、盗難が戒告となっております。

次に、公務外の非行では、殺人、放火、麻薬、覚せい剤等の所持又は使用が免職、窃盗 又は強盗、横領、詐欺又は恐喝、強制わいせつ、淫行が免職または停職、賭博が停職から 戒告、傷害、痴漢行為が停職または減給、酩酊による粗野な言動、暴力行為、器物破損が 減給または戒告となっております。

次に、交通事故又は交通法規違反ですが、交通事故が酒酔い運転、酒気帯び運転などの

状況に応じて免職から戒告、交通法規違反につきましても状況により免職から戒告まで記載の内容となっております。

最後に、管理監督では、指導監督不適正が減給または戒告、非行の隠ぺい又は黙認は停職または減給、交通違反を超こした車両に同乗していた者が、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合には交通違反などを起こした者に準じて処分をすることができることとなっております。

なお、職員の行為が非違行為に該当する場合であって、表に掲げる非違行為の種類に該当しないときには、当該行為に類似する非違行為に応じた懲戒処分に準じて懲戒処分を行うものとしております。

懲戒処分の手続につきましては、森町懲戒審査委員会を開催し、この基準に従って処分の可否及び内容について審査を行い、処分を決定しております。

以上、説明とさせていただきます。

- ○委員長(山田 誠君) 今濱野課長より説明がございました。 何か質疑ございますでしょうか。ありませんか。
- ○委員(東 隆一君) 交通事故、交通法規違反の部分なのですけれども、各自治体で今 酒酔い運転という部分が非常に重要視されていると思うのです。ここに書いています酒酔 い運転の免職、停職、減給というふうな3つの段階に分かれているのですけれども、こう いう基準というのはどうなのですか。前は、こういうのでもよかったのでしょうけれども、 例えば酒酔い運転の場合、減給でとどまるということにもなりかねないという、そこの基 準、判断がどういうふうになっているのでしょうか。
- ○総務課長(濵野尚史君) お答えいたします。

この懲戒処分の規定というのが、これは町で独自に定めているもの、町の規定ではあるのですけれども、これは人事院が定めている懲戒処分の指針に基づいて作成されております。なので、この部分の規定については、町だけということでなくて、全国的にこういうものを使っています。ただ、一般的に、そのときの状況にもよりますけれども、お酒を飲んで車を運転した場合というので減給の処分というのは一般の考え方でいくとほぼない。少なくとも停職以上の処分になるということなので、特別な要件で事情を加味する場合によっては減給ということもあり得るかもしれないですけれども、一般的には停職以上の処分になるものと考えております。

以上です。

○委員(東 隆一君) 事故の場合、自賠責入って任意保険入っていても、当然酒酔い運転だと保険出ないわけですね。そういう部分もあって、もっと何かここの部分でどうなのでしょう。減給という処罰というのは、今言った国の基準でやっていると言われているのですけれども、町独自にそういう部分でもっときちっとやってしまって、事故になる前に結局そういう服務規程をもっと厳しくしたらいかがなものかというふうには思うのですけれども、いかがですか。

○総務課長(濵野尚史君) あくまでも規定は規定として記載しておりますけれども、これらのところについてはそのときの状況に応じて厳正に処分しておりますので、規定は規定として減給という記載はありますけれども、特にお酒の運転についてはこちらの町としても厳正に処分の対象としていきたいと考えております。

以上です。

○委員(河野文彦君) 先ほどこの規制については人事院の規定にある程度沿っているというお話だったのですけれども、この規定というのは町独自で定めるとかということは可能なのか、人事院に必ず倣わなければならないのか、ある程度町独自で、先ほどあったように、例えば酒酔い運転の場合は減給という欄を外してしまってもいいのではないかとか、もしそういう意見があったときに、そういうことが可能なのかどうか、まずお願いします。○総務課長(濵野尚史君) それらのことにつきましては、職員の懲戒処分というのは町の決定事項でありますので、必ずしも人事院の指針に従うという必要はないと思います。ただ、やっぱり公務員という同じ職種でいっている中で、多くの自治体が人事院の指針に基づいて懲戒処分の規定定めているという以上、町の処分が恣意的な判断になってしまうのもあれなので、公平性を担保するという意味ではある程度ここにのっとる必要があると思います。ただ、これも一回決めてしまって直さないということではなくて、あくまでも都度見直しをかけて、必要であればそこの処分を重くする、逆に言うと、あるいは軽くするということもあるかもしれないですけれども、その辺は都度見直しをかけていって、適切な処分内容にしていきたいと考えております。

以上です。

○委員(河野文彦君) その辺、今酒酔いの部分に注目していますけれども、社会的に酒酔い運転というのは絶対許されないということで、民間企業でも物すごい厳罰化になっていますので、その辺は一応規定は規定として減給というような欄も置いているということなのでしょうけれども、その辺は全体的な実情を見て、二度とそういう酒酔いなんかがないような厳しい処分にしていかないと、逆に示しがつかないのかなというふうに思って聞いていました。

それで、懲罰全体的に、最近の懲罰規定に沿って何か罰があった実績というのか、ここ 数年どういう案件があったのか、お願いします。

○総務課長(濵野尚史君) お答えいたします。

過去5年間で町が懲戒処分を行った案件は7件ございます。内訳としましては、一般服務違反関係で3件、公金公用物の取扱いの関係で1件、交通事故又は交通違反関係で2件、管理監督責任として1件の合計7件となっております。

以上です。

- ○委員(河野文彦君) この中で、どういった処分になったのか。それが減給だったのか 戒告だったのか、それをもうちょっとお願いします。
- ○総務課長(濵野尚史君) 個々の現実のというのは、職員が特定されてしまう可能性も

ありますので、あれなのですけれども、過去5年間で一番重かった処分としますと、交通 法規違反で停職3か月というのが一番重たい処分となっております。

以上です。

○委員(河野文彦君) ここで過去の処分をどうだったのかという話をする場所ではないと思うのですけれども、町民の声として処分が甘いのではないかと。どの案件とかということではないのですけれども、全体的にそういう感覚で見られているのかなという部分があるかと思うのです。そういう声をよく耳にしますので、その辺町民の感情に沿って処分を重くしろということではないのですけれども、その辺皆さんの感覚に納得してもらえるような処分をしていってもらえたらなと。最近でも、町の事件においてなぜ処分しないのだとか、甘過ぎるのではないかというような声もありますので、そういったことがないようにしっかりやっていただけたらなと思いますけれども、いかがでしょう。

○総務課長(濵野尚史君) お答えいたします。

我々公務員という立場にいる人間で公に勤めている者として、やはり処分についてはそういうご意見があることも確かにあるかとは思います。ただ、我々のところの処分につきましても、決して軽く処分しているわけではなくて、その案件ごとに適切に処分してきていると、こちらは考えております。また、町の中でこの事案に対してどういうふうな処分が適正なのか、あるいは適当なのかというところで判断つかない場合については、北海道の照会かけたりとか、そういうところにいろんな照会かけたりして、ほかの団体と比べて著しく重たく、あるいは軽くしたりとか、そういうことのないように、そういうご意見があるのかもしれないですけれども、町とすればその案件ごとに適切な処分を行ってきていると考えております。

以上です。

- ○委員(斉藤優香君) 監督責任関係なのですけれども、これは過去どれぐらいまでさか のぼって監督責任を問えるのかというのが何か規定があるのでしょうか。
- ○総務課長(演野尚史君) 過去どれくらいさかのぼってということについての細かい規 定はありません。その案件ごとに判断させていただいています。

以上です。

- ○委員(斉藤優香君) それであれば、大分前のことだけれども、今発覚したとか、そういうことになれば、またさかのぼってその責任を取れるということになりますか。
- ○総務課長(濵野尚史君) それについても、その案件で非違行為が行ったときにその当時の上司に監督責任があると判断した場合については、さかのぼってというか、その案件で発覚した時点で担当上司を管理監督責任で処分する場合もあり得ます。

以上です。

- ○委員(斉藤優香君) それがもしも、もう退職された方とか、そういう場合でもさかの ぼってできるということですか。
- ○総務課長(濵野尚史君) 退職した職員については、懲戒処分はできませんので、退職

した職員についてはそういった責任を取らせるということはございません。 以上です。

- ○委員(宮本秀逸君) 1つ確認しておきますけれども、正職員の方だけではなくて、会計年度の職員さんとか、いろんな方いらっしゃると思いますけれども、全ての方にこれは当てはまることなのですね。
- ○総務課長(演野尚史君) お答えいたします。 会計年度任用職員についても、この懲戒処分の規定にのっとり処分することになります。 以上です。
- ○委員長(山田 誠君) あとございませんでしょうか。 (「なし」の声多数あり)
- ○委員長(山田 誠君) なければ、これで職員の服務及び賞罰についてを終わります。 次に、行政改革の推進と今後の対応についてを議題といたします。 濱野総務課長より説明を求めます。
- ○総務課長(濵野尚史君) 続きまして、行政改革の推進と今後の対応についてご説明いたします。

総務省では、昨年末にデジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策などをまとめ、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画として策定されました。

自治体デジタル・トランスフォーメーションとは、デジタルの遅れに対して迅速に対処 するとともに、新たに日常の原動力として制度や組織の在り方をデジタル化に合わせ変革 していくことであります。

総務省が示す重点取組事項では、1、自治体の情報システムの標準化・共通化、2、マイナンバーカードの普及促進、3、自治体の行政手続のオンライン化、4、自治体のAI・RPAの利用促進、5、テレワークの推進、6、セキュリティ対策の徹底が掲げられており、その中でも国が期限を定め、必ず自治体が取り組まなければならないのが住民票や税務、介護などの基幹系17業務のシステムを全国共通化することと、子育でや介護関連の28の手続をオンライン化することであります。特に行政手続のオンライン化については、利便性向上に資する手続についてマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることにより、デジタル化による恩恵を早期に享受できるよう、令和4年度末までの実施が求められております。

これらを踏まえ、総務課では、まず行政手続のオンライン化を見据えた環境を整備するため、押印・署名の見直しの検討を行ってまいりました。森町における押印見直し計画では、国の規制改革実施計画における押印見直し方針を踏まえ、法令等で義務化されているものを除き、原則として令和3年度末までに廃止することを目標として取り組み、町民、事業者、職員などが町に対して行う行政手続でこれまで押印を求めていたもの982件のうち

押印廃止が不可能な手続を除いた722件の手続について、本年9月末までに廃止しております。

また、手続のオンライン化は、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定されていることから、普及促進のため住民生活課では夜間及び休日のマイナンバーカード受け取りのための臨時窓口開設や顔写真の無料撮影などの申請サービスも行っており、今後は各種イベント開催時などの出張申請サポートの実施も進めていく予定であります。

最後になりますが、町ではこれからも着実にDXに取り組めるようさらなる準備を進め、 自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上さ せるとともに、デジタル技術やAIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政 サービスのさらなる向上につなげていきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

- ○委員長(山田 誠君) ただいま濱野総務課長より説明がございました。 質疑ございますか。ありませんか。
- ○委員(河野文彦君) ただいま自治体DXの件と印鑑の廃止の部分で説明いただいたのですけれども、これって総務課としての行政改革の内容の説明なのか、森町全体としての行政改革に取り組んでいるものがこれなのかという部分をまずお願いします。
- ○総務課長(濵野尚史君) 押印の見直しの手続については、総務課だけではなくて、全ての部署について押印の廃止が検討されております。あくまでも総務課の行政改革推進係のほうで中心となって押印の見直しは進めておりますけれども、これらについては町の全体の取組というふうに捉えております。また、DXのほうにつきましても、行革あるいは情報のほうが主体となって今後進めていくことになりますけれども、業務の在り方の見直しも含めて全体的に検討していかなければならない事項になっていますので、こちらについても町全体が取り組んでいくという対応になると思います。

以上です。

- ○委員(河野文彦君) 行政改革といっても、様々広い分野が、様々の項目があると思うのです。今このDXも行政改革といいますか、自治体としての新たな改革の一つではあると思うのですけれども、僕の感覚ですけれども、これはあくまでも行政改革を行っていって町民の福利厚生を上げるための道具の一つかなと思うのです。これを行うことによって、今言った町民に対しての福利の部分が、どういうジャンルで、どういった部分で町民の向上につながっていくかという、そういうところが大事だと思うのです。その辺をどういうふうに捉えているか、まずお願いします。
- ○総務課長(濵野尚史君) まず、このDXの中で一番町民の方がこのデジタル化の恩恵を享受できるものとすれば、資料2の1ページ目の3番目にある自治体の行政手続のオンライン化だと思います。これについては、直接役場に来ることなく、ご自宅で例えばスマートフォンを使ったりとかパソコンを使うことによって各種行政手続ができるようになります。また、今後これも検討していかなければならないのですけれども、既に大都市とか

ではコンビニで各種証明書の発行のサービスも行っているところもあります。札幌市なんかはもう既にそういうのをやっているのですけれども、今後はそれらも検討していかなければならない。今後の手続については、必ず役場に来て何か申請しなくてもご自宅でできるというふうになるということについては、直接的に町民の利便性の向上につながるものと考えております。

以上です。

○委員(河野文彦君) そのデジタル化によって、町民の利便性が上がる、福利厚生が上 がるという部分はいろんな分野であると思うのです。ただ、何よりも、このDXの部分に 関しても押印の部分に関しても、国のほうでこういった形で全国的に進めていきましょう というような方針の中で出てきたものだと思うのですけれども、僕が聞きたいのは、これ を活用して、どう森町として改革を進めていくかというところを聞きたかったのです。要 は、国がこうやっていきましょう、分かりましたという部分だけですよね。森町として独 自で自分の町を改めて見直して、これを活用してどういい町にしていくかというところを 考えていないのかというふうに思わさってしまうのです。その辺をいま一度考えてもらい たいなと思うのです。例えば先日一般質問でも同僚議員から地域担当職員の導入について というような質問があったと思うのですけれども、例えばそういうものを進めていくとい うのも立派な行政改革だと思うのです。ほかのジャンルでいけば、例えば防災無線の内容 をテキストでも瞬時に見れるようにしただとか、いろんな部分で広告を募集して、そうい う収入を得るようにしただとか、いろんなものがあると思うのです。そういうところを逆 に町民の方にこういったいろんなジャンルで、いろんな部分で行政改革を進めていますよ というようなアピールも必要なのかなと思うのです。今の説明で、この内容だけを森町と してこれをやっていますと言ったら、それって国がやれと言ったことで森町として何もや っていないのというふうに思われてしまうのかなと思うので、行政改革というようなこと があったら、いろんなこと取り組んでいると思うのです。そういうところをもっとアピー ルしていったほうがいいのではないのかなと思ったものですから、いかがでしょう。

○副町長(長瀬賢一君) 私のほうからお答えします。

まず、先ほど来課長から答弁あるように、このDXについては業務の効率化を図っていくと。そのことによって、その人員をほかのサービスに振り向けることができるというものも1つ大きな目的だというふうに思います。

様々、やはりいろんな分野で、町長の考える中でいろんな産業も巻き込みながらやっていきたいということもございます。そのために、今現在機構改革の部分で組織の再編等も考えてございますので、そういったことで組織の効率化等も含みながら、考えながら、町民に対してもしっかりと効率化させたことによって新たな行政サービスも生まれると。そしてまた、さらにこういったデジタル技術を用いて、いろんな産業の方々を巻き込みながら、みんながその恩恵を受けられるような、そういう仕組みをつくっていきたいというふうに考えております。町民に対するそういうようなPRも今後進めていきたいというふう

に考えております。

以上です。

○委員(斉藤優香君) マイナンバーカードの普及<u>促進</u>なのですけれども、この間もお答えしてもらったと思うのですけれども、大体どれぐらいの森町は普及率になっていて、出張サービスと先ほどおっしゃいましたけれども、どういったところに出張に行って、町民によりマイナンバーカードを持ってもらうような行いをするのかというところと、あとこれまでテレワークの推進とありますけれども、森町でどれぐらいのテレワークを、何か実績とか回数ではないですけれども、こういうところでテレワークができましたという事例がありましたら教えていただきたいのと、あとセキュリティーの対策は、これはとても大切だと思うのですけれども、どんな取組をしているのかを教えてください。

○総務課長(濵野尚史君) お答えいたします。

まず、マイナンバーの普及の関係なのですけれども、直近の数字はまだないので、もし あれであれば後でお調べして数字をお伝えいたしますが、今の段階でおおむね3割程度の 発行となっております。

出張サービスの関係なのですけれども、今年もしコロナの関係がある程度落ち着いて各種イベントできれば、そこの段階で出向いてやっていく予定していました。具体的には、食KING市が開催されているときに、そこの地域活性化広場のところにテントを立てたりして、そこで来られている方についてマイナンバーの申請の出張サポートをやる予定でおりました。今年については、また昨年に続きコロナの感染収束が見通せない中で各種イベントがいろいろできていない状況になっていますので、まだそれは実現に至っていないのですけれども、今後この感染状況を見ながらイベント時には住民生活課のほうでやっていきたいというふうに考えているということであります。

次に、テレワークの関係ですけれども、具体的に町として今現状テレワークに取り組んでいるということは、これからの検討事項として今後取り組んでいきますけれども、今現状としてテレワークができているかと言われると、テレワークはできておりません。大きな理由とすると、一般家庭というか、私たち職員の自宅から住民基本台帳のデータベースにアクセスができない、あとLGWAN回線のほうにも一般のインターネット回線のほうから接続できないという技術的な問題があります。これらについては、今実証実験が行われている団体もありますので、一番大きくLGWAN……家の回線はあくまでもインターネット回線で、LGWANの回線というのは官公庁だけが結ばれているクローズな環境なものですから、どうしても外からアクセスすることができないので、それらについては実証実験の結果をもってLGWAN回線、インターネット回線、それらの回線に安全に接続ができる環境が整った後に実施を考えていきたいと考えております。ただ、テレワークについては、ただ技術的にできる、できないだけではなくて、職員の勤務態様の変更にもなりますので、それらの部分についても慎重に検討していく必要があるかと思います。

次に、セキュリティーの関係ですけれども、これらについては今現状についてセキュリ

ティーの対策は徹底してやっております。現データの持ち出しとか、そういうこともできないようになっていますし、職員が業務用のパソコンを庁舎外に持ち出して何か情報漏えいにつながるようなこともうちの町に限っていえば絶対にありません。今後このセキュリティー対策の徹底ということは、行政手続のオンライン化も含めてインターネット回線でいろんな手続が今後増えていく中で、それらに想定したセキュリティーの対策を向上していくことが求められておりますので、その辺については今後都度必要に応じてセキュリティー対策の徹底を強化していきたいと思っております。

以上です。

○委員(斉藤優香君) マイナンバーカードの出張サービスなのですけれども、イベント事というと、また中止になったりとか、そういうのでなかなか普及できないのではないかなとも思うのですが、何かもうちょっといい方法とかあれば、それを考えていくとか、定期的にここでとかという、例えば学校とか、そういうことも、大人だけではないので、全員なので、例えばそういう親から許可をもらって学校で行うみたいなことも可能なのかどうかということと、あとテレワークも住民台帳に関係あることはできないかもしれないですけれども、ほかのそういうことに関連しないような打合せ会議みたいなのとかは可能なのでしょうか。お願いします。

○総務課長(濵野尚史君) お答えいたします。

まず、マイナンバーカードの出張サービスの関係ですけれども、具体的に食KINGという名前を出したのは、活性化広場が役場の庁舎に隣接しているということで、役場の重機の関係と、職員が実際に行ったり来たりしなければならない場面があるので、そういった部分で役場と隣接しているので、実施が可能ということでまず食KINGを選んでおります。例えば森川町のいろいろイエローグローブさんですとか、ああいうところでもできないかということは、これまでも検討してきていますけれども、やっぱり技術的な部分とかそういう部分があって、今後それらについても検討して実施可能ということであれば、そういったところに例えば大きい車を持っていって、その中で手続ができるように、あるいはテントを立てて、そこでできるようにというのはこれからも検討していきたいと考えております。

次に、テレワークの部分ですけれども、会議とかそういう部分については、今ズームというツールがありますので、それらについて使える環境で会議やるということであれば、それについては自宅からやったりとか、最近はこのコロナの関係で、昔会議とか研修会というと、必ずそこに出向いて会場でやっていたのが、ここ最近はズームとかオンラインでやることになっていますので、それらについて自宅からやることについては可能です。ただし、やはり先ほども申し上げたとおり、自宅で勤務することに対しての規定の、要は勤務時間の問題とかいろいろありますので、それらについてはきちんとそこを整備して、今後実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員(斉藤優香君) ありがとうございます。

ちょっと違うのですけれども、この行政手続のオンライン化で印鑑を押さなくてもいいとなったのですけれども、役場内での印鑑というのはまだあれなのですけれども、各課順々に印鑑を押して確認していると思うのですけれども、そういうところとかもこの先改革を考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○総務課長(濵野尚史君) 既に大きい都市とかでは文書管理システムなるものを入れて、電子決裁によって文書の決裁行為を行っている団体も既にもうございます。ただ、やはり費用対効果を考えたときに、そこの文書管理システムなるものを入れて、押印を廃止する、その導入費用とランニングコストを考えたときに、やはり今の現状の書類に直接判こを押してやるという確認行為、これらのほうが今の段階ではいいだろうということで書類は判こをもって決裁しております。今後また、これについてもいろいろデジタル化によって今後いろんな事務を見直ししていかなければならないこともありますので、場合によってはそういった電子決裁によって書類を決裁していくということも今後は考えられると思います。

以上です。

○委員(宮本秀逸君) 総体的な話になるのですけれども、こういったことは確実に進めていかなければならない課題だと思うのですが、いいことだから、将来的にこういったことが必要だからみたいな観点でもちろん進めていくわけですね。そう思わない人たちがたくさんいるから、なかなかマイナンバーの普及なんかも進んでいかないという現実があると思うのです。どうやって町民の方々に啓蒙、啓発していくかということが非常に大事になってくると思うのです。

話飛びますけれども、例えば町で健康診断やりますけれども、非常に低いです。健康診断やればいいということは分かっていても、なかなかできないということがある。それから、コロナのワクチンだって、いいということが分かっていてもなかなか進んでやろうとしない人だっていっぱいいるような状況なのです。

いろんなことが一般の町民の方々と役場の進め方との間に乖離があるというか、なかなか啓発がうまくいっていないという部分があると思うのです。これを進めながら、どうやってその啓発を進めていくかと、住民意識を高めていくかということが非常に大事になってくると思うのですけれども、実際に例えば90歳、100歳になろうとする方々が何私に関係があるのみたいな感覚がずっとあると思うのです、これからも。そういったところもやっぱり着目していかなければならないような感じが私は常にしているのです。そこら辺の感覚というのですか、それがどうなのですか、1つ聞きたい。

それから、押印と署名のことが書いてありましたけれども、よく男性、女性を今廃止していきましょうみたいなことが、丸つけるのを廃止していきましょうみたいなことが結構いろんなところで言われたりするのです。それがどういうふうに考えていらっしゃるかということと、これを進めていくに当たって、地域の方々に実態を知ってもらう、あるいは

スマホやいろんなパソコンの使い方を知ってもらうというようなことで、国としては学校の通学区域の単位ぐらいでこういった実際の勉強会をやりましょうみたいなことを打ち出されたりしているのです。そういったことの進め方、進めていこうという計画があるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○総務課長(濵野尚史君) まず、今後のデジタル化の部分で、町民の方に対する啓発等 については引き続きやっていきたいと。手続をオンライン化することが最終的には便利に なるのだよということについても進めていきたい。

ただ、やはりご高齢の方とかになりますと、いわゆる電子ツールを使うというのにハードルを高く感じていられる方もおると思いますので、さっきの最後の質問の答弁とも重複しますが、今後そういう研修会とか高齢者向けの方の手続の部分についてもある程度必要に応じてはやっていかなければならないかなというところは考えております。10月20日、マイナンバーカードが健康保険証としても使えるようになって、既に全国で1割の病院でマイナンバーカードが保険証代わりに使えるというような状況にもなってきていますので、今後いろんなカードをいっぱい持たなくても、マイナンバーカード1枚で運転免許証の代わりにもなる時代も来ますし、それらも含めてマイナンバーカードの持っていることに対しての利便性については引き続き普及啓発していきたいと考えております。

次に、男女の丸の部分、これはジェンダーの部分については、確かにいろいろ男だ女だというのに丸つけるのを廃止しているところも出てきているように伺っております。今後は、これらについてのジェンダーの平等の部分については、国のほうでもある程度指針を示されると思いますので、それらにのっとって役場の手続で性別を記入する欄があるものについては法令等に照らし合わせながら廃止するものは廃止していきたいと考えております。

以上です。

○委員(宮本秀逸君) 分かりました。

それでは、先ほど河野委員が言っていましたけれども、森町としてどういう取組方をするかというような考え方を、これ必要だと思いますので、国からの指示を待っているというようなことも、もちろんこれは必須ではあると思うのですけれども、同時にそれをやっぱり考えていただきたい、こんなふうに思いますので、その点参考にしていただきたいと、こんなふうに思います。

○委員長(山田 誠君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分 再開 午前10時12分

- ○委員長(山田 誠君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。
- ○総務課長(濵野尚史君) まず、行政手続のオンライン化とかについても、全ての人が

きちんとできるようにとか、全ての人がデジタル化の恩恵を受けれるように、引き続き普及啓発には努めていきたいと思います。国の指示待っているだけではなくて、町からも積極的に発信していくなりの対応でやっていきたいと思います。

ジェンダーについても同じく、町民の中でそういったご意見があれば、法令に抵触しない限り、例えば様式から男女の部分を削除していくとかということを町民の皆さんと一緒に考えていきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員(斉藤優香君) コンビニで手続ができると言ったのですけれども、窓口でやる手 続とコンビニの手続の手続料は変わるのですか、それとも同じなのですかということだけ です。

○総務課長(濵野尚史君) まだ導入していないので、今後のことについて、これが窓口で交付する手数料とコンビニで交付する手数料が同じかどうかというのは、今の段階で同じとも言えないですし、変わるとも言えない、それは導入を今後検討して、まだ具体的に検討している前段の話ですので、今後検討していく中で、それは当然費用対効果もありますから、入れることによって費用がかかるのであれば、それに見合う分のもしかしたら手数料が窓口よりも高くなるかもしれないですし、それについては今後検討していくことになると思いますので、今の段階で同じかどうかという答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長(山田 誠君) いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○委員長(山田 誠君) なければ、以上で総務課関係の調査事項を終わりたいと思います。

ここで皆さんにお諮りしたいのですが、次の遊休施設、複合施設、公用、公共施設の処分等々について、各4課、総務課、契約管理課、企画振興課、建設課、関係がございますので、一括で説明、質疑を行いたいというふうに思いますので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○委員長(山田 誠君) それでは、異議なしと認めます。

したがって、次の総務課、契約管理課、企画振興課の調査事項及びその次の契約管理課、 建設課関係の調査事項は一括で議題とすることといたします。

それでは、説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分 再開 午前10時18分

○委員長(山田 誠君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、遊休施設の処理と複合施設の設置対応について及び公用、公共施設の処分及 び管理について(公営住宅、集会施設等)を一括議題といたします。

それでは、最初に川村企画振興課長より説明を求めます。

○企画振興課長(川村勝幸君) それでは、複合施設の設置対応についてご説明いたします。

資料1枚めくっていただきます。現在町が所有する公共施設等については、森町公共施設等総合管理計画において管理されており、高度経済成長期から急激な人口増加に応じて建築された多くの公共建築物や道路等のインフラの老朽化の状況を把握し、今後の指針として施設全体の基本的な考え方を記載しております。

各施設管理者は、総合管理計画の下位計画となる個別施設計画を策定することとしており、各種調査・分析等に基づいて各施設の方向性を定めることとしております。

複合施設の取扱いについてでございます。総合管理計画中の施設分類ごとの基本方針に て集約化、複合化について触れているものは下の表のとおりとなっております。

まず、文化系施設では個別基本方針として、老朽化している施設については、今後の利用動向やニーズを把握し、周辺の公共施設との集約化、多機能化を図り、保有総量の削減に努めるものでございます。

また、保健・福祉施設では、人口の動向、利用ニーズを踏まえ、施設の集約化、多機能化を検討するものでございます。

今後の方向性についてでございます。上記の施設だけではなく、町所有の建築物の多くで老朽化が進行しており、耐震補強も含め、建物そのものや設備の老朽化への手当対応による長期化から管理経費の増大が想定されます。このことから各施設所管課と情報共有・連携の上、集約化や複合化を検討し、個別具体の施設の集約・複合化につきましては、個別施設計画において検討を行うものでございます。

以上、説明を終わります。

続きまして、山田契約管理課長より説明がございます。

○契約管理課長(山田真人君) それでは、契約管理課より遊休施設の処理についてご説明申し上げます。

資料は2ページとなります。施設状況一覧として、当課が所管する普通財産たる建物の使用状況を記したものとなります。この表中、使用不可となっている建物53棟ございますけれども、これがいわゆる遊休施設ということになろうかと思います。当該建物につきましては、いずれも老朽化が進んでおりまして、現段階において具体的な利活用の計画等はございません。なお、同ページ下段は、建物のうち住宅について施設名称ごとの現況を記載しておりますので、ご確認願いたいと思います。

続きまして、資料3ページですが、左側の表は直近で解体した建物の一覧、右側の表は 今後解体を予定している建物の一覧となっております。なお、解体予定建物一覧の表中に 解体順を付しておりますけれども、強風や降雪等の影響により建物が損壊し、危険な状態 になった場合等にはこれらを優先して解体いたしますので、この解体順が前後することも ございますので、申し添えます。

契約管理課の説明は以上となります。

引き続き富原建設課長より関連の調査事項についてご説明申し上げます。

○建設課長(富原尚史君) それでは、公営住宅の処分及び管理についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。まず、資料の説明ですが、5ページの資料1で公営住宅の管理戸数と入居状況について、6ページの資料2で整備計画について、7ページの資料3で公営住宅の長寿命化計画について、8、9ページの資料4は町内各団地の位置図であります。

それでは、5ページをお開き願います。初めに、公営住宅の管理戸数と入居状況についてですが、この表にありますように住宅全体では10団地、78棟、管理戸数は563戸で、このうち入居数は394戸、入居率が70%、空き棟数は12棟であります。また、整備するタイプをみどりケ丘、度杭崎団地の長寿命化型の個別改善、ニューアカシヤ、鳥崎、上台60号棟の維持管理または個別改善、上台、ポプラ、アカシヤ、森川、柏、新栄団地の用途廃止型の維持管理の3タイプに分けて管理しております。

6ページをお開き願います。次に、整備計画についてですが、3タイプについてご説明 いたします。

まず、個別改善の長寿命化型ですが、これは長期的な活用を目指し、計画的に改修を実施するもので、現在みどりケ丘団地で実施しております屋根、外壁等の改修がこのタイプでございます。

次に、維持管理及び個別改善タイプですが、今後10年間の利用で必要に応じて個別改善を実施するもので、現在ニューアカシヤ団地で実施しております屋根ふき替え工事がこのタイプでございます。

次に、維持管理の用途廃止型ですが、政策空き家として新規募集は行わないものとし、 空いた住棟から除却を実施するものですが、現に入居している方がおりますので、不具合 などが発見された場合の日常修繕で対応するタイプです。

下の表は、各団地ごとに令和3年から令和12年の10年間の解体と改修計画をまとめたものでございます。

7ページをお開き願います。長寿命化計画についてご説明いたします。

まず、現状と課題についてですが、先ほどの説明と重複する部分もございますが、現状は管理団地10団地の78棟、563戸、このうち耐用年数を経過しているものは50棟で203戸、入居率は563戸中、入居している方が394戸で70%、世帯割合は単身世帯が49%、2人世帯が32%、3人以上の世帯は19%でございます。高齢世帯につきましては、65歳以上58%、60歳以上で66%です。単身世帯の方が3LDKに入居しているなどのミスマッチ世帯は31世帯で、これは入居時には家族で入居していたものの事情があって現在単身となっている

場合のケースであります。また、5年間の応募倍率は0.51倍であり、昨年から空き住戸の 随時募集を実施しているところです。これらの現状に対する課題として、老朽ストックの 解消として空き住棟の解体を進め団地の集約を図ること、小規模住宅の確保整備、高齢者 向け住宅の整備、これにつきましては低層住宅の確保やエレベーターの設置などの検討が 必要でございます。

次に、②、③の管理戸数の設定と目標についてですが、現在563戸の管理戸数を今後10年間でおおむね年1棟ペースの解体を実施していきますと、令和12年度で515戸、年3棟ペースの割合で解体を進めますと419戸の管理戸数となりますが、できるだけ早いペースで解体を進めていきたいと考えております。

これと併せて耐火構造のみどりケ丘団地、度杭崎団地の長寿命化改善として現在実施しております屋根及び外壁改修工事を進めてまいります。また、将来的には高齢者対策やミスマッチの解消のため、建て替えや全面改修の必要性、整備方法については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○委員長(山田 誠君) ただいま3課より説明をいただきました。 質疑ございますか。
- ○委員(斉藤優香君) 質問なのですけれども、これ全部の質問で3回しかできないということですか。
- ○委員長(山田 誠君) 全部で3回。だから、要約して質疑してください。
- ○委員(斉藤優香君) まず、最初の1ページなのですけれども、もう老朽化している施設というのはずっと前から言われていて、検討しますということもずっと言われているのですけれども、いつになったら本当にそういう計画を、今日計画したから明日できるということではないと思いますので、どの程度を集約してとか町の方針としてもうそろそろ決めて計画を立てていく時期に来ているのではないかなと思うのですけれども、その辺りの進め方をどうお考えなのかということを聞きたいのと、あとやはり住宅も住み慣れたとはいえ老朽化しているところに住んでいただくというのもあれなので、随時新しいほうに移動させるというか、それも集約なのですけれども、していくということは空いた時点でそちらに移っていただくということとかは考えていないのかというところを、まず2点お願いします。
- ○企画振興課長(川村勝幸君) お答えいたします。

確かにここに記載されているとおり、本当に公共施設に関しましては老朽化が著しく進んでいると私も認識しておりまして、その中でも記載させていただきましたが、基本はやはり施設ごとの個別施設計画ですね、そこで方向性が示されることとなっております。ただ、その中でも具体的なロードマップ、スケジュール感は記載されているかどうかは確認できていませんけれども、先ほど申し上げたとおりベースとしては個別施設計画の中で進捗状況を含めて進めていく状況になると思っております。

以上です。

○建設課長(富原尚史君) 古い団地から新しい住宅に移動させていくということなのですけれども、これは特定入居と呼ばれるもので、これはもう既に希望者には実施しております。

以上です。

○委員(斉藤優香君) 個別施設計画の段階ではもうないような気がするのですよね。そこをもって全体で話し合うときが来ているのではないかなと思うのです。個別でその施設をどうするかということではなく、やはり町全体のつくりとして、この町はどういう計画をしていくかということも集めて、全体計画に持っていくという考えはないのかということと、あとやはり災害が増えている中で先日も避難されている方とかいたのですけれども、その場合、本当に公民館とか、あと老朽化も著しいですし、浸水区域にもあるということなどを加味した場合、やはりこれはずっと待っている段階ではないような気がします。あと図書館に至っても、借りたままの間借りの施設ということも考えると、やはりもう全体総合計画を持っていかないと、個別ではいけないのではないかなという思いがあります。

それとあと、先ほどの空いているところというか、前に同僚の議員が、はっきりしないのですが、研修生とか、あとそういうところにも住めるようにしてあげたらいいのではないかという話も出たような気がするのですけれども、例えば本当に緊急の住宅もあるみたいなのですけれども、そういうのに古いところではないところも貸出しとかはできるのかというところをもう一度お願いします。

○契約管理課長(山田真人君) 緊急避難住宅のお話出ておりましたけれども、実際ここにも書かれているとおり、この住宅は相当古い住宅で、今実際入居者の方もおられるのですが、この方々が退去されたときには一応現状としては使い物にならないということで解体を考えておりますので、今後どなたかをここに入居させるということは現時点では考えてございません。

○企画振興課長(川村勝幸君) お答えいたします。

斉藤委員のほうから公共施設の全体的な計画、デザインかと思われますけれども、個別施設計画につきましてはここ数年、各施設でも徐々に進んできておりまして、その記載されている中で方向性が見えてくると思います。ただ、全体的となりますと、やはり各施設、施設を状況といいますか、財政部分ももちろん一番大きい部分ですので、今想定されている建物、インフラにつきましてはご存じかと思いますけれども、保育施設が一番なっておりまして、その次に関しても、私担当課から言えることは、そういう施設計画、個別の見た中で全体的な計画を考えていく機会といいますか、そういう話合いももちろん今後必要になってくるかと思います。結論的にいうと、状況を見ながらといいますか、先ほど申し上げました財政的な部分を含めて話合いが今後必要になると思っております。

以上です。

○委員(斉藤優香君) 再度のあれになるのですけれども、もしもまだまだ使うのであれ

ば、今使っている施設をもう少し修繕というか管理して、新しい建物もそうなのですけれども、割と森町はその後のメンテナンスというのがすごく手抜きというか、壊れるまで待つみたいなところがあるような気がするのです。そうではなくて、やっぱり定期点検もされているとは思うのですが、例えば公民館の屋根を見てみると、もう草ぼうぼうとか、あと道の駅の屋上も草ぼうぼうとか、そういうところから老朽化というか、建物って悪くなっていくと思うのです。もしもまだまだかかるのであれば、そういうところをきちっとコーティングしたりとかしていかないと、生命の危機に関わってくると思うのです。そこの使っている人たちも、例えば公民館の雨漏れ状態とかというのは尋常ではないほどの、それをもう放置するのか、それともというもう段階に来ていると思うので、もしもまだまだかかるのであれば、きちっとメンテナンスというのは必要ではないかと思いますので、そこの辺りを町としてどう考えているのか。

やはり目標というのを設定するというのは大事で、個別の計画はあるのですといっても、ではその計画をもって何年までには新しいまちづくりをしていこう、今は保育所を建てなければならないけれども、あと5年後にはとか、計画を今から立てていってとかというのをもうそろそろやっぱり町民に示したほうがいいと思うのです。いつまででも変わらないと思われるよりは、変わるのだなというのをやはり町の姿勢として見せるときではないかなと私は思うのです。同じように、みどりケ丘団地というのはきれいにメンテナンスとかもして、長く住み続けようとしているのは分かるのですけれども、ほかの建物とかはもう放置状態で、草もぼうぼうで、木も窓のところになったりして、廃墟というところも結構あると思うのです。それもやはりそのまま放置していると危なかったりするので、早急な対処をしていただきたいなと。解体するにしろ、きれいに整備してもう一度貸すにしろ、放置している状態というのは余りよくないと思うのですけれども、その辺りももう一度お願いします。

○総務課長(濵野尚史君) 公共施設の今後の在り方については、先ほど企画振興課長が 答えているとおりです。

また、財政の面の、さっき答弁の中でありましたけれども、やはり今さわら幼稚園建設終わって、今汚泥再生処理センターの建設しています。今後森保育所、新設の保育所の整備ということで、これらも全て起債、要はお金を借りてやっていっているものとかがあります。今後その起債の償還が始まる施設も当然出てきます。

一方で施設整備終わった中で起債の償還が終わる施設等も出てきますので、やはり一遍にいろんなものを整備できたりとか、計画をすぐ立てて実行できればいいのですけれども、やっぱり中長期的な財政の見通しが立たなければ、なかなかそういうところも計画立てていくというのもあれです。なので、これについては今後も引き続き検討していきたいと考えております。

一方で現存の施設については、当然これは壊れているものについては修繕していかなければならないですし、点検が必要なものについては点検しております。中には、今後も見

通して、壊れそうな部分とか修繕できるものもあれば、するものについては適切にやっていますし、今後中長期的に使用する施設については、それらの部分も含めて今後やっていきたいと。ただ、一方で老朽化して、それこそ保育所建て替えの予定がある施設とかについては、抜本的に直すということはできないので、都度壊れた部分についての破損箇所、これらについては修繕対応していきたいと。やはりこれだけの公共施設の数がございますので、1個ずつ見れば修繕していったほうがいいものがあるとは思いますけれども、全体の予算の中できちんと適切な配分をしながら施設の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○建設課長(富原尚史君) 公営住宅の部分についてですが、みどりケ丘、度杭崎団地、そのほかニューアカシヤ、鳥崎、上台の60号棟については個別改善、改善型ですので、これは管理も草刈りも実施してございます。上台、ポプラ、アカシヤ、森川、柏、新栄につきましても、現に住んでいる人がおりますので、個別の修繕には対応して、あと草刈りなのですが、年1回は最低やっておりますが、空いているところの住棟、その部分につきましても一緒に草刈りはやっているのですけれども、なかなか庭の部分とか、そういう部分については年1回の草刈りでは間に合わないところも現にございます。ですが、その辺につきましては解体、6ページ目の整備計画にのっとって解体を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員(東 隆一君) 資料3、7ページの件でお伺いいたします。

単身世帯が3LDKに入居などミスマッチ世帯が31世帯あるということがあるのですけれども、31世帯というのは入居時は複数、3LDKに<u>該当</u>した方が入居されていましたよと。現在は単身世帯になりましたということの31世帯ということなので、多分結構大きな場所だと思うのですけれども、今私がお聞きしたいのは、実際にミスマッチになっている31世帯の、当然ミスマッチということは単身の方なのだろうと思いますけれども、大体平均年齢が何歳ぐらいになっているのか。

また、ミスマッチで、達成目標というのがここに書かれているのですけれども、その中で中間年次にミスマッチを解消するために建て替え、全面改善の必要性を再検討ということも書かれているのですけれども、ここのところ解消するには、ただこれだけでいいのか。今実際に単身世帯に入っている方が建て替えしているほうに移ってくださいよということの意味も兼ねているのだと思いますけれども、ここでミスマッチになって単身世帯になりますと、当然負担も重くなると思うのです。ですから、実際単身世帯の方が今平均年齢何歳ぐらいなのか、そこのところと、そのミスマッチを解消するためには、ただこれだけで済むものなのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○建設課長(富原尚史君) ミスマッチというか、単身世帯の平均年齢につきましては、 詳細については不明ですが、おおむね65歳以上の方が大部分でございます。ミスマッチを 解消するための建て替えというのは、今現在1LDKのほうが圧倒的に少ないわけでして、3LDKがダブついているというような状況です。必要戸数だけを考えると足りているのですけれども、1LDK、高齢住宅については足りない状況なので、これは今後10年間の計画では、まだそこまでは建て替えとか、そういう時期ではありませんので、今後10年間の計画で建て替えるということはございませんが、将来的な構想として全面改修するとか建て替えとか、建て替えする時期になりましたら、こういうことを考慮しながら、今みどりケ丘団地、度杭崎団地につきましても1LDK、2LDK、3LDKという3タイプがございますので、全面改修する際は建て替えがいいのか、3LDKの数を減らして、例えば3LDK3戸を1LDK5戸にするとか、そういう改修方法も一応検討する、今の段階では案としては出しておきますけれども、まだその時期ではありませんので、その時期になったらその状況に応じてやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員(東 隆一君) これ負担分も含めながら、そういうふうに今10年かけながら1 L D K に随時移行していきますよということなのですけれども、よく言われるのですけれども、大きな部屋に老人が1人でいて、不便さとか、そういった部分の苦情とか、そういうのは寄せられているのか。そういうのをお聞きしたいのですけれども。

○建設課長(富原尚史君) 単身世帯が3LDKに住んでいますよと。その入居者の希望によって、例えば1LDKが空いたら1LDKに移らせてくれとか、先ほどの質問でありましたけれども、特定入居と呼ばれるものについては、空きがあればうちのほうでそれは対応しております。

以上です。

○委員(宮本秀逸君) 赤井川小学校の教員住宅、1名の方が入居となっていますけれど も、これは学校は廃校になったのです。どういった方がこの教員住宅に入居なさっている のですか。それが1つ。

関連して、赤井川小学校は出てきませんでしたけれども、小学校の今後解体等でどういう考えを持っていらっしゃるか。担当の方がいらっしゃるかどうか分かりませんけれども、 副町長いらっしゃるので、そこら辺分かりましたらお知らせください。

○契約管理課長(山田真人君) お答えいたします。

赤井川小学校の教員住宅でございますが、これ入居1となっておりますけれども、使用中ということでございまして、今町内会で使っている建物のことでございます。

あと、小学校の解体の件なのですが、今当課としては具体的にいつ解体するだとか、ど ういった利用するだとかという計画は今のところございません。

○委員(宮本秀逸君) つい先日、赤井川の方から、たまたまだったのですけれども、この学校どうするのだと、いつまでこうやっておくのだみたいな言い方で聞かれたことがあったのです。そして、中のほうまで、私勝手に建物を見に行ったのですけれども、あそこは低地になっていますから、すごく水のたまりやすい高低がありまして、そして校舎も窓

ガラスが割れたりとかもしていましたけれども、やはり早急に計画を立てていかなければならないところだろうなと、こんなふうに感じるのです。あそこは国道縁ですから、嫌でもあそこは目につくところなのです。森町の印象として余りよろしくないという現実もありますので、なるべく早く計画を立てていただきたいなと、こんなふうに思うのですけれども、非常に見づらい、見にくいという感じがいたします。皆さんそうだと思いますけれども。

○副町長(長瀬賢一君) お答えいたします。

赤井川小学校の校舎につきましては、これまでの議会の中で取壊しを行って、そして更地にしてその土地をどうするかというような議会での議論がなされているのですけれども、今町長も代わりまして、岡嶋町長が現時点で考えているのは、あの建物を何とか生かすこともできないかと。何とか直しながら利活用もできないかということも含めながら全体を考えているところですので、いずれにしても早急にそういったところ、赤井川小学校、建物と土地の両方の面からどうしていったらいいかというものは検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員(宮本秀逸君) 今後どうするか、これから考えていきたいというようなご返事でしたけれども、解体するにしても、恐らく相当な金額がかかるでしょうし、それからああいった立地条件というのか、周りは高くなっていますから、学校だけが引っ込んでいるみたいな形になっていますので、これから生かそうとしても、いろんな部分に手をつけていかなければならないというようなことで、やはりそれも結構金額がかかるであろうというようなことになってこようと思うのです。古い校舎だから壊すという簡単な単純な発想ではなくて、やっぱり生かしていくというのは私も大事だと思いますけれども、そこら辺の経費のかけ方、本当に将来的にどうかみたいなことを十分考えてやっていただきたいと、こんなふうに思うのです。

○副町長(長瀬賢一君) お答えいたします。

宮本委員おっしゃるとおり、やはり費用対効果というものを十分見極めながら、どうしていいかというものをしっかりと検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員(河野文彦君) 今回のテーマで複合施設の設置ということで、例えば2つあるものを1つに集約させていくだとか、そういうことなのかなと思ったのですけれども、今回いろいろ話を聞いていると、古いものをどう壊していくかという話しか出てこないなというので残念に感じているところなのですけれども、結果的にこういう取組というのは、もう何年も前からお話しされていて、1ページ目の複合施設の取扱いということで、例えばこの文化系施設のところに保有総量の削減に努めますというような書き方しているのですけれども、正直言って何年も前からずっと余り変わっていないのかな。本当に建物として老朽化がひどくてどうしようもなくなったものを解体していっているだけであって、集約

化という部分はどうも目立ったものはないのかなというふうに思っていました。

そういった中で、そういう建物が設置された当時は、やはり人口も増えていって、様々な目的、効果が見込まれるということで建物が設置されていったと思うのですけれども、これだけ人口が減っていくと、本来の目的ももう果たしたのかなというような建物がいっぱいあると思うのです。そういうところをいかに集約化していくかというのがこれからこういうテーマで取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っているのですけれども、私以前、とある生活館の話なのですけれども、別なこういうお話しする場所で、とある生活館、まだここの場所にこれ必要なのかという話をしたら、いいえ、選挙の投票のときには使いますから必要ですというような答えが返ってきて、びっくりした部分あるのですけれども、正直言って町内会のいろんな活動とか地域のいろんな取組なんかに使われているのであればあれなのですけれども、正直選挙の投票日にしか使われない、だから必要だというような考え方があるから、逆にこういうテーマの複合施設の集約化というのは進まないのかなと。その辺、もう一度じっくり見詰め直して、どこの町でもこういう取組というのはやっていかなければならないから定めているのだではなくて、改めてこの実態を見詰め直して、こういう計画というのをやるのが大事なのかなと思うのですけれども、よろしければ副町長から何かお話しいただけたらと思います。

○副町長(長瀬賢一君) お答えいたします。

森町の施設、老朽化した建物がほとんどです。やはり全て建て替えて、その上で集約化をしたいという思いはあるのですけれども、それをやるにはしっかりとした財政の基盤がなければならないということで、財政のそういう状況を見ながら進めていかなければならないというところがまず1つでございます。

その一方で、余りそういう使われていないような施設もあるのでないかと。そういうものは解体するなりしていったらどうかというようなご意見ですけれども、そこについてはやはり地域の声を聞きながら、本当にそれが必要なのかどうかということを十分聞き取りを行いながら、慎重に進める必要があるというふうに考えているところです。

いずれにしましても、やはり全体的なそういう計画という部分でいえば、将来的なそういう、全部これ施設の集約化なり新たなものを建てていくことというのは、そのツケが将来の負担になっていきますので、そういったことをまず重点置きながら、地域の声を聞きながら進めていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○委員(河野文彦君) 地域の声をやっぱり聞いていくのも大事だと思いますので、ただこれから、今ほど副町長、将来の負担を考えていかなければならないというお話ししていただいたのですけれども、それであれば逆に地域から上がってくるのを待つのではなくて、森町役場としてこういう人口推移の中でこういう計画をしていきたいだとか、将来的にはこうしていきたいという部分を、余り突拍子もないことを言えばまた町民から何言っているのだという声もあるのでしょうけれども、そういったところはもう言われるまで待つの

だとか、こっちからは提案しないではなくて、それこそ町の全体的なビジョンというものを描きながら、行政として町民の方に提案ではなく、提案した時点で話合いの場というのがどんどん盛り上がっていくと思うのです。そういった中でどうしていくかという部分を決めていくのがいいのかなというふうに思うのです。ですから、今までですと、もう耐用年数が終わって使用も耐えられなくなってきたので、どうしますかというお話の順序だったのかなと思うのですけれども、まだ立派なものを直ちに壊せということではないのですけれども、ある程度町のビジョンというものをしっかり描きながら、行政としてはどういう考え方でというものを投げかけながら町民の声を吸い上げる、こういう場がこれからはたくさん必要になるのでないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○副町長(長瀬賢一君) お答えいたします。

それぞれの課において施設を管理して、その中で個別の計画をつくりながら取り組んでいるところでありますけれども、それら全体をやはり集約するといいますか、それらを全部吸い上げた中で本当にどれが必要なのか、どうしていったらいいのかというような、そういった会議といいますか、場を設けて、役場の中でしっかりとそれを議論した上で、では役場としてどういう方向性で持っていくかということを町民の皆様にお示ししていくということはやらなければならないことだなというふうに私も思っております。

ただ、そのためには、やはり財源というものはそこに出てくるのです。ですので、そこの財政計画と、あと財政指標等も減らしながら、ではどこまでできるのかということを庁舎内でみんなで共有しながら進めていきたいと。それを町民にお知らせしながら、そういったビジョンを示していければいいなというふうに思っております。

以上です。

○委員(東 隆一君) 3ページの解体予定建物の一覧ということで、3番目になっているのですけれども、住宅3の沼尻の。これ、ほかの解体の予定の4番、2番、5番なんていうと1961年が建築年と。3番目だけが1983年の建築物ですよと。20年も後の建物ですね。平成28年に屋根が破損と。こういう部分で、古いのでしたら分かるのですけれども、比較的20年も、普通60年、1961年ですと、今の年代からいくと60年たっているわけですね。これ1983年というとまだ40年、平成28年ですと、結局築三十五、六年となっているのに屋根が破損で、このまま黙って置いていたのだと思います。それで、今回解体予定の建物になっているのですけれども、ここの年数の差というのは、なぜこれだけ年数の差が……。ふだんの維持管理というのはどういうふうにしていたのかということ。

○契約管理課長(山田真人君) 沼尻の住宅の件ですけれども、これは比較的新しいのではないかということですけれども、相当入居者おらず、平成28年に近隣の木が屋根に倒れかかってきまして、屋根が壊れたという状況で、今応急処置で留めているような形になっています。付近が相当住宅連擔しているような土地でございまして、何かあったときに危ないということで、ここは早めに壊したいなと課では考えていたところです。

○委員長(山田 誠君) あとございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○委員長(山田 誠君) なければ、以上で総務課、契約管理課、企画振興課、建設課関係の調査事項を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分 再開 午後 1時00分

○委員長(山田 誠君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。 これから、現地調査を行います。水産課関係の資料は持参願います。 暫時休憩します。

> 休憩 午後 1時01分 再開 午後 5時00分

○委員長(山田 誠君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎閉会の宣告

○委員長(山田 誠君) それでは、本日の会議を閉じます。 本日の総務経済常任委員会はこれで閉会いたします。

閉会 午後 5時00分